

第12期県民生活審議会第1回全体会（議事要旨）

- 1 日時 平成30年10月19日（金）10:00～12:00
- 2 場所 兵庫県民会館11階 パルテホール
- 3 出席者 委員：岩木委員、岡本委員、尾西委員、片山委員、幸田委員、小西委員、高岸委員、滝川委員、田端委員、玉田委員、千葉委員、鳥越委員、服部委員、原委員、宮定委員、盛委員、山口委員、山崎委員、山下委員、山内委員
県側：松森女性生活部長、橋本県民生活局長、久戸瀬県民生活課長、木村消費生活課長、松岡県民生活課副課長、横山消費生活課副課長、西谷県民生活課班長、奥見消費生活課主幹、幹事課室長ほか関係職員

4 議事

- (1) これまでの審議経過及び今後の審議内容
- (2) 部会設置及び審議スケジュール

5 主な内容

- (1) 会長、副会長選任
- (2) 意見交換等

参画と協働の推進について

<担い手>

- * 社会状況の変化を踏まえ、これまで主に地域活動を担ってきた高齢者や専業主婦の方たちの参加を前提とした地域活動からの変化が求められている。
- * 地域活力の低下を防ぐためには、若い世代の参加を後押しする必要がある。
- * 若者の参加意欲を活動に結びつけるため、高齢者、若者双方が協力しあい地域の活性化を図っている。
- * 各分野で人手不足が顕著で、企業等は人手不足を解消するため非常に柔軟になっており、市民活動に関わる団体等も担い手確保のためにもっと柔軟になるべきである。

<情報・場の提供>

- * アクティブシニアの地域活動等への参加意欲と、地域活動に繋がるための情報とをうまくマッチングできる体制づくりが大きな課題である。
- * ボランティアなどで、男性の力を発揮できる場所・機会の提供が必要である。
- * 地域においては、地域課題に対する取組を誰もが容易に参加可能なプロジェクトとなるよう見直し、県はプロジェクトの運営ノウハウ・場の提供や金銭の支援はもとより、活動のファシリテーション機能の提供を今後盛り込んでいく必要がある。

<住民参加>

- * 行政にサービスを求めるが、自分では何もしないという住民もいる。「住民の責任」について、住民に理解してもらうことが必要である。
- * 「住民に地域活動等への参加を義務づけ、タダ乗りを防ぐ」という意見もあり、そういった方策を検討することも必要である。

<その他>

- * 地域活力をどのように計測するか、「ふるさとづくり」で何をどの程度つくっていくかが課題。地域力の強化などの目標に対する具体的な方法が分からない。
- * 地域コミュニティ政策を県として、市町のコミュニティ政策とも関係を踏まえながら、一体どういったスタンスで議論していくのかよく分からない。
- * 何のための地域活力なのかを明確にするため、生産者とか消費者に限定せず、それら全てを含んだ生活者として、活動の場を確保するといったことを意味するウェルビーイングというキーワードを提案する。

安全安心な消費生活の推進について

<人材育成>

- * 社会や環境を意識した消費行動の醸成は、タイムリーで重要なテーマである。SDGs（持続可能な開発目標）やエシカル消費などに対応した消費者教育と、消費者教育に携わる人のレベルアップや育成に相当力を注いでいく必要がある。

<対象>

- * 民法の成年年齢の引下げに合わせ、高校生や大学生といった若年者への消費者教育を強化していく必要がある。
- * 小規模事業者に対する消費者被害について検討していく必要がある。

<提案>

- * 消費者問題における行政の執行力の強化が、日本の消費者学者のテーマになっている。行政が執行力を強化するために、専門職の関与についても検討する必要がある。
- * 製造業の現場などでは度重なるコストダウンの要求により、低価格・低品質の商品が生まれる懸念がある。消費者にとって、安いばかりが良いのか、弊害はないのかといった視点も、消費者教育に組み込んでもらいたい。
- * 近年、企業と消費者の関係にも変化がある。消費者と企業との付き合い方、消費生活のパートナーとしての関係づくりなどをテーマとして取り上げる必要がある。

共通

- * 審議会の進め方として、施策の進捗や達成の程度を判断できるよう、できる限り数値化・計数化し、取組により得られた成果を可視化すべきである。
- * 政府が進める外国人労働者の受入について、いずれ言語や生活・商習慣の違いによる地域コミュニティ内での課題や消費者問題に直面することが考えられ、住民と外国人労働者が地域で共存していくための議論を始める必要が出てくる。
- * 社会状況の変化による新たな課題に、市町が単独で全て解決策を考えるのは不可能である。県がどの程度バックアップするかについても議論する必要がある。
- * 現在、本審議会の全体会は1期に1回開催となっているが、消費生活部会の委員にも、県民生活部会のテーマについてご議論いただくなど、各部会・テーマの枠にとらわれず、相互の意見交換の場を設定することを考えてもらいたい。

(3) 部会設置及び審議スケジュール

<以上>